

問題

予算の意義を述べた上で、予算原則のうち、完全性の原則、単一性の原則及び限定性の原則について、それぞれ説明せよ。

解答のポイント

本問は、予算の意義について述べた上で、古典的予算原則のうち、完全性の原則、単一性の原則および限定性の原則について、説明させる問題である。予算原則については、平成 2 年度以来、初めて出題された論点だが、国家財政については、平成 5 年度、平成 15 年度に出題されており、およそ 10 年前後のサイクルでの出題となった。

予算の意義については、解答する上で少し戸惑ったのかもしれないが、予算原則は(とりわけ特別区において頻出の)基本論点であるため、解答にはそれほど苦労はしないだろう。しかし、あえて解答のポイントを挙げるとすれば、① 設問で指定されている原則にメインに説明する点と、② 字数制限を超過しないように簡潔にまとめる点、の 2 点に注意したい。

解答例

予算の意義とは、実質的には、国がどのような政策や目的のために、どれだけ支出活動を行うか、また、それをまかなうための財源をどのように調達するかという財政の内容の見積もりを一定の期間について明らかにすることである。形式的には、それが国会の政府に対する財政権限付与の形式ということである。

まず、完全性の原則とは、予算は、財政収支のすべてを漏れなく計上しなければならない、とする原則であり、この原則のもとでは、収支を相殺して差額のみを計上すること(純計予算主義)は許されない。

次に、単一性の原則とは、予算の形式は、すべての収入と支出を単一的に 1 つの会計で処理しなければならない、とする原則である。この点、日本の予算は、3 つの予算(一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算)から構成されており、この原則に反している。

そして、限定性の原則とは、予算は、議会の議決を経て成立するものであるから、その運営にあたっては、法律のように強い拘束力を持たせなければならない、とする原則であり、以下の 3 つの点から拘束される。

1 点目は、予算は、議会で限定された目的のみに支出しなければならない、とする質的限定性である。ただし、予備費の場合、あらかじめ目的が限定されない。2 点目は、予算は、予算に計上され議会で承認された額を支出しなければならない、とする量的限定性である。ただし、予備費の場合、総額を除き、あらかじめ金額が限定されない。3 点目は、予算は、会計年度を限定して編成しなければならない、とする時間的限定性である。この点、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為はこの原則に反する。

以上
(680 字)

専門記述対策レジュメ（経済系）の P. 118「問題 38」とほぼ同じテーマが出題されている。この問題を解いていれば、十分な合格答案を書くことができたであろう。